

筑紫女学園大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

筑紫女学園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、筑紫女学園大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」とし、大学の使命は「限りない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する」と定めている。いずれも簡潔に文章化し、大学案内、学生便覧、ホームページにて明示している。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映され、また、大学独自の「総合的教育・学習支援の方針（サポートポリシー(SP)）」（以下「サポートポリシー(SP)」という。）を掲げ、建学の精神につながる「仏教精神」とともに個性・特色となっている。

法人の中期計画である「筑女プラン2017」（以下「筑女プラン」という。）では、大学の使命・目的を踏まえて大学の到達目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学科・専攻ごとに明示している。一部収容定員を満たしていない学科があるが、高大接続の取組みや多様な入試形態を採用するなど収容定員充足率を高めるべく努力しており、今後の成果に期待したい。

カリキュラムポリシーは教育目的及びディプロマポリシーに基づいて設定し、教育課程を体系的に編成している。また、「学習支援」「キャンパスライフ支援」「キャリア支援」を柱にセンターや組織を設け、教育や学生サービスを改善するためにFD(Faculty Development)活動や各種アンケート、調査及び学生の要望を大学と一緒に協議する「全学協議会」を実施し、教職協働で行う学生への相談・助言体制を整えるなど、「サポートポリシー(SP)」を正課内外における取組みとして具現化している。

教員を設置基準に基づいて配置し、校地・校舎等の教育環境も適切に整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

建学の精神に基づき、教職員には行動規範を示し、コンプライアンスの徹底を図っている。法人の業務決定機関である理事会には、迅速な意思決定を行うべく常任理事会を設置し、一定の権限を委任する体制を敷いている。また、学長のリーダーシップを支える組織を整備し、法人と大学、大学の各部門間は、定期的開催する諸会議における人的交流によって意思決定の円滑化を目指している。財務基盤については、「筑女プラン」及び中期の財務計画に基づいて運営し、安定している。

しかし、法人においては私立学校法や寄附行為等に規定されている評議員会の開催時期、

理事・評議員の選任、評議員の補充、学長後任者の選任等、大学においては学校教育法及び学校教育法施行規則改正への対応等において、適切な管理・運営がなされているとは言えない。また、監事もその機能を発揮しておらず、職責を果たしているとは言えない。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、その自主性を学則にうたい、「筑紫女学園大学自己点検運営委員会内規」を定め、「自己点検運営委員会」が全学的な自己点検・評価のテーマを決定し、「自己点検実施推進委員会」が実際の点検作業を担うという体制を整えている。

自己点検・評価の実施に当たっては、各事務部署の情報を取りまとめた「筑女データ集」等をもとに、客観的に自己点検・評価を行っている。

冊子「基本理念と教育目標 - 教学マネジメント・サイクル確立のために -」（以下「基本理念と教育目標（冊子）」という。）には、組織としての方向性を共有して運営することを目的として大学の基本理念・使命、学部・研究科及び各事務部署の目標を明示しており、その取組みを毎年の「理念と目標」発表会において発表し検証している。また、「筑女プラン」の達成状況についても評価・検討し、大学運営の改善・向上に生かしている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取り組んでいる。「筑女プラン」を推進し、「仏教精神」に基づく教育を堅持しながら外部環境の変化にも柔軟に対応して、計画の完成年度である創立110周年に向け、自ら目指すべき姿に向かって教育改革の努力を続けている。しかしながら、大学が社会的な信頼を得て活動を行う原点である管理・運営においては、法令遵守がなされていないことをはじめとし、いくつか重大な課題を抱えており、早急に改善することが求められる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献・社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」と明示し、その「こころ」を校訓として「自律」「和平」「感恩」

の3項目にまとめている。

大学の使命は「限りない〈いのち〉への目覚めをうながし、社会の中で自己を実現する人の育成を通して、新しい時代を創造する」とし、これを実現するために教育、研究、社会連携の視点で具体的な取組みを示している。また、この使命をもとに、人材育成に関する教育目的を学則に明文化している。

いずれも簡潔に文章化し、大学案内、学生便覧、ホームページにて明示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色は、学則の総則に目的として明示した「仏教精神」を根底としていることである。また、教育の質保証の実現を目指して掲げた大学独自の「サポートポリシー(SP)」が個性・特色として挙げられる。

使命・目的及び教育目的は、学則に大学の目的、学部の目的、学科及び専攻の目的、研究科及び専攻の目的を定めており、いずれも学校教育法及び設置基準に基づいて設定し、法令への適合を図っている。また、大学の使命・目的及び教育目的を明確化し明文化した「基本理念と教育目標(冊子)」を作成し、定期的に見直しをすることで社会情勢等の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は学則に規定し、その制定・改廃は教授会、研究科委員会等を経て理事会において決定しており、役員、教職員が策定に関与している。また、「基本理念と教育目標(冊子)」は全教職員に配付し、「理念と目標」発表会を毎年開催することで意識共有を図っている。なお、学則は学生便覧やホームページを通して学生、教職員及び学外に周知している。

「筑女プラン」に定める大学の到達目標（5年後の姿）や、三つの方針及び「サポートポリシー(SP)」は、大学の使命・目的及び教育目的を反映している。

教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するために3学部1大学院研究科を設置し、仏教を中心とした学術研究を行う人間文化研究所を設けるなど適切に整備している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、学科・専攻ごとにホームページや入学試験要項等で分かりやすく明示し、学内外に周知している。アドミッションポリシーに沿って学生を受入れるため、「併設校推薦入試」「指定校推薦入試」社会人や海外帰国生及び外国人留学生を対象とした「特別入試」等も含め、多彩な入学試験方法を取入れた入学試験区分を設定し、志願者確保に努力している。

入学者選抜については、入試委員会で作成された資料に基づき、教授会で公正かつ厳正に審議している。また、入学試験問題は、年度始めに委嘱された専任教員が、作成スケジュールに従い厳格な体制のもとで作成している。

入学者確保につなげる工夫としては、女子高校生を対象に「大学の学び」と「社会の現場」を同時に体験する「CJ サマーキャンプ」や併設高校との「高大接続推進協議会」を実施し、高大接続の視点で入試連携、教育連携に取り組んでいる。今後更なる努力により各学科の定員を満たすよう期待したい。

【参考意見】

○文学部アジア文化学科の収容定員未充足率に関して、今後更に入学者受入れの努力を期待する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学科・専攻ごとに教育目的及びディプロマポリシーに基づいたカリキュラムポリシーが適切に設定され、学生便覧やホームページに分かりやすく明示している。学科・専攻ごとに開講科目を「基礎科目」「基幹科目」「発展科目」に区分して配置し、基礎的な知識習得から、知識の深化、応用能力の習得までを学年進行に合わせて段階的に履修できるように工夫している。また、これをカリキュラムツリーとして明示し、学生に分かりやすく説明できるように工夫し周知している。

授業内容や教授方法の工夫・改善を図るために教育開発センターを設置し、大学執行部会議で示された「教育課程の編成の改善方針」を具体化するための組織編制をしている。ここでは、必要に応じワーキンググループを編制し、教職協働でのFD活動に取組み、全学的に教授方法の工夫や開発に取り組んでいる。

単位制度の実質化のためにキャップ制度を設け、学生便覧にも明示し、単位制度の質保証の工夫をしている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援及び授業支援については、独自の方針として「サポートポリシー(SP)」を掲げ、「学習支援」「キャンパスライフ支援」「キャリア支援」を柱に各種の支援センターを設置し、教職協働で支援する体制を整えている。

オフィスアワー制度は全学的に実施しており、兼任教員を含む全教員が対応時間帯をシラバスに明示し、学生へ周知している。

中途退学者、停学者、留年者等の対応は、学生課の窓口やアドバイザー、ゼミ担当者が相談、指導を行い対応している。学籍異動に対する手続きは、学科会議及び学生委員会を経て教授会で審議している。

学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとして、全科目を対象とした授業評価アンケートを実施し、各教員にフィードバックするとともに、課題を教務委員会や教授会で共有し授業に反映している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級、卒業認定の基準は、学則、「筑紫女学園大学履修規程」「筑紫女学園大学単位互換等に関する規程」に定められており、それに基づき、学生便覧にも分かりやすく記載され学生への周知も図られている。認定については教授会で審議することとなっている。

全授業科目のシラバスがウェブサイト上に公開されている。卒業要件は、学科ごとに学則に定められており、学生便覧にも明記して運用している。また、単位の認定基準の更なる明確化に向け、教育開発センターでは成績評価のルーブリック策定や授業科目のナンバリングなどの活用方法の向上策を検討している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立について、勤労観や職業観の育成に係る科目のみならず教育課程全体で養成するものとし、教育課程外においてはキャリア支援などに関わる部署が連携して支援しており、全学的な取組みを行っている。また、九州インターンシップ推進協議会や受入れ企業との個別協定、「筑女“めざめ”プロジェクト」の課題解決型学習(PBL)及び学生の自主活動への支援等によりインターンシップへの連携を図り、支援を行っている。

就職・進学に対する相談・助言体制は進路支援課が中心となり、在学生及び卒業生の就職活動支援窓口として福岡市中心部に設置した天神キャリアセンター・学生課・学習支援課・実習支援センターと情報共有する体制を整え、連携して支援している。また、進路支援課では就職活動の開始に際して全学生と個人面談を実施し、相談内容を学生カルテに登録してクラスアドバイザーやゼミ担当教員と情報を共有し、学生に対する相談・支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学部・学科及び研究科ごとに教育目的と専門領域に関連する資格・免許・検定の取得状況や就職状況に関する具体的な達成数値目標を掲げ、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況を教授会や「理念と目標」発表会において報告し、点検・評価活動を行っている。

教育開発センターでは「学修行動調査」を実施し、学生の学修への取り組み実態を把握し、能動的学修の促進を行っている。

授業評価アンケート及び「学生生活実態調査」により学修状況や大学全体、学部・学科における課題等を把握し、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。また、授業評価アンケートの集計結果とその結果に対する教員によるコメントを学生に対してフィードバックし、授業内容・方法と学修指導の改善を行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活全般を支援するため学生部を組織し、学生部長、学生委員会、アドバイザー、学生健康センター（保健室・学生相談室）を置き、事務局は学生課が担当して総合的學生生活支援、学生サービス、厚生補導等を担っている。また平成 28(2016)年度には各種規程改定及び制定を行い、「障がい学生支援」体制を整備し運営している。

経済的支援については各種規則に基づいて奨学金制度を整備して適切に支援し、また学外の団体が主催する各種奨学金の告知や、手続きに関する支援も行っている。成績優秀学生の更なる勉学の奨励を目的として特待生制度等を整備し、支援している。

学生の意見をくみ上げるシステムとして「学生生活実態調査」、大学側と学生側との協議の場である「全学協議会」及び大学院生のための「FD サンガ」があり、改善に反映している。

学生の課外活動については、活動資金の管理も含め教職員の指導助言体制を整え支援している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は設置基準を満たし、各学部・学科等の教育目的、教育課程及び特色に即して配置している。また、教職課程や各種免許及び資格を取得させるための課程に必要とされる教員数、そして大学で設けている教員として必要な資格要件についても、それぞれ満たしている。

専任教員の採用・昇任については「筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程」及び「筑紫女学園大学教育職員資格審査委員会内規」等の関係規則を定め、適切に行っている。

教員の教育能力の資質向上については、教育開発センターが毎年度課題を設定し、全学的に取り組む、FD活動も組織的に行っている。

教養教育については共通科目運営委員会を設置し、「共通科目」群の編成と履修方法及び担当教員の配置・委嘱に関する検討と計画立案などの運営全般を管轄している。

【参考意見】

○全学部において、50歳代教員の占める全体の専任教員に対する割合が高くなっているため、専任教員の年齢のバランスに配慮されたい。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のために必要な校地・校舎等の施設設備は設置基準を満たしており、教育研究環境は適切に整備されている。また、教育施設検討委員会及び学生と協議する全学協議会は、施設設備の改善や、教育目的達成のために有効に活用されている。

図書館はキャンパス内に2か所あり、総面積及び閲覧座席数を学生数に対し十分に整備し、教育・研究分野に関連する学術情報資料を確保している。また、ラーニング・コモンズを設け、学習支援センターを併設しており、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している。施設設備のバリアフリー化、耐震についても適切に対応している。

情報設備については学内ネットワーク環境を整備し、情報処理関連教室等に加え普通教室にも視聴覚設備を完備してICT（情報通信技術）を活用した授業も行っている。

授業内容や授業方法によりクラスサイズを調整し、受講生数の適切な管理を行っている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしていない。

【理由】

建学の精神に基づき、コンプライアンスの徹底を明示した教職員の行動規範を策定し、学内諸規則に基づき業務を遂行している。「筑女プラン」を策定し、進捗状況の検証を毎年行うことで、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

CO₂削減、節電等の省エネルギー策に取り組み、人権及びハラスメントに対しては規則を整備し、組織的な配慮がなされている。教育情報及び財務情報は、ホームページ等において公表されている。

しかしながら、評議員会に対する決算等の報告及び意見聴取が私立学校法の規定どおりになされていない、学校教育法及び関連規則の改正に対応した学内規則が適切に定められていないなど、大学運営に係る重要な法令が遵守されていない。

【改善を要する点】

- 私立学校法に定める評議員会に対する決算及び事業の実績の報告並びに意見聴取が会計年度終了後 2 か月以内に行われていない点について改善を要する。
- 学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則が適切に定められていない点について改善を要する。
- 寄附行為の役員の任期を定めた条項に関し、短期大学部廃止に伴う変更がなされていない点について改善を要する。

【参考意見】

- 危機管理に関する学内規則及びマニュアル等を整備することが望まれる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしていない。

【理由】

寄附行為において、理事会は法人の業務を決し理事の職務の執行を監督すると定め、法人の業務決定機関として位置付けている。また、日常的な業務の意思決定を行うため常勤の理事によって構成される常任理事会を設置し、一定の権限を委任して迅速な意思決定が行える体制を整備している。

しかしながら、理事会における決算及び事業の実績の作成と理事長による評議員会への報告及び意見聴取並びに理事及び評議員の選任について、寄附行為に定められているとおりに運用がなされていない。また、学長辞任の承認及び学長代行の指名について学内規則に定める理事会における審議・決定がなされていない。

【改善を要する点】

- 理事会において決算及び事業の実績が会計年度終了後 2 か月以内に作成されず、理事長による評議員会への報告及び意見聴取が会計年度終了後 2 か月以内にできていない点について改善を要する。
- 理事会における理事及び評議員の選任に関し、寄附行為第 17 条第 11 項に定められているとおりに運用されていない点について改善を要する。
- 「学長選任規程」に定める学長辞任の承認が理事会において審議・決定されていない点について改善を要する。
- 学長代行の指名が「管理運営規則」に定める理事会の審議・決定を経ずに行われている点について改善を要する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしていない。

【理由】

大学の教学運営全般の基本的な重要事項を審議する機関として大学執行部会議、教育研究に関する事項の審議機関として教授会及び研究科委員会が設置され、組織上の位置付け及び役割が明確になっている。また、学長がリーダーシップを発揮するための支援体制として、大学執行部会議、副学長、事務長及び企画室が組織・整備されている。

しかしながら、学校教育法及び関連規則の改正に対応した学長が定める事項について適切に定められていない、学長の辞任に伴う後任の学長が学内規則に基づき速やかに選任されていないなど、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていない。

【改善を要する点】

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものが、適切に定められていない点について改善を要する。

- 学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める退学、停学及び訓告の処分の手続きが、学長によって適切に定められていない点について改善を要する。
- 学長辞任後、後任の学長が「学長選任規程」に従い速やかに選任されていない点について改善を要する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしていない。

【理由】

法人及び大学の各管理運営機関と各部門間の連携については、常任理事会、学内運営協議会、大学執行部会議及び学園事務局会議を定期的を開催することによりコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を目指している。理事長、学長がリーダーシップを発揮できる体制は各会議体を通じて整備され、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備されている。

しかしながら、理事会における決算等の作成及び評議員会への報告・意見聴取状況、寄附行為に基づく理事・評議員の選任に係る理事会の運営状況及び大学運営に係る重要な法令の改正に対応した学内規則の見直し・整備状況等、法人の運営にとって極めて重要な事項について法人の業務の執行状況を点検していないなど、監事の職務が適切に執行されていない。

【改善を要する点】

- 法令に定める決算等についての評議員会への報告・意見聴取、寄附行為に基づく理事・評議員の選任及び法令改正に対応した学内規則の整備等、法人の業務執行の状況を点検しておらず、監事の職務が適切に執行されていない点について改善を要する。
- 評議員の選任に関し、寄附行為に定めるとおりに運用がなされず欠員が補充できていない点について改善を要する。
- 理事会議事録への署名押印に関し、寄附行為第 20 条第 2 項に定められているとおりに運用されていない点について改善を要する。
- 理事会及び評議員会の議事録が適時・適切に作成されていない点について改善を要する。

【参考意見】

- 監事の職務執行を支援する体制を早期に整備することが期待される。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務の遂行に必要な職員は確保され、各種センター及び委員会にも職員が配置されるなど、教育職員と事務職員とによる教職協働体制が図られている。業務執行の管理体制は「管理運営規則」及び「事務分掌及び役職者の職務権限に関する規則」に基づき構築され、学園事務局会議及び課長会議において情報の共有がなされている。

新任者研修及び職階別研修を定期的に行っているほか、外部研修会への参加等、職員の資質・能力向上のための取組みを実施している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「筑女プラン」及び中期の財務計画に基づく適切な財務運営を行っている。

平成 27(2015)年度末において借入金はなく、退職給与引当特定資産をはじめ、各種特定資産を確実に積立てており、安定した財務基盤を確立している。

大学単独の人件費比率は過去 5 年間上昇し続けたものの、帰属収支差額比率（平成 27(2015)年度は事業活動収支差額比率）は過去 5 年間プラスを維持しており、使命・目的及び教育目的の達成のための収支バランスが保たれている。

学内において科学研究費助成事業に係る説明会を実施している。また、経理課及び企画室を中心に「補助金プロジェクト」を立上げ、学内の改革を進めた結果、「平成 27 年度私立大学等改革総合支援事業」に採択されており、外部資金の導入についても努力している。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、文部科学省通知、「学校法人筑紫女学園経理規程」「学校法人筑紫女学園資産運用規程」等により、経理課において適正な会計処理を行っている。

当初予算時に計上していなかった事業の追加、中止及び減額、教職員数及び在学生数の変動に伴う収支の相違などを反映させるために、補正予算を編成している。

会計監査については、事前に説明会、終了後には決算報告会を開催し、整備された体制のもとで厳正に実施している。これらの説明会及び報告会には、公認会計士、監事、理事長、常務理事、事務担当責任者が出席し、情報共有や活発な意見交換を行っている。また、会計監査において判明した会計処理の誤りについても、経理課内でその内容を周知し、会計処理の精度向上に役立っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則に基づき、全学的な自己点検・評価のテーマを決定する「自己点検運営委員会」を設け、「自己点検実施推進委員会」が「自己点検運営委員会」で決定した課題に基づいて実際の点検作業を担う体制を整えている。

平成 21(2009)年度に 1 回目の認証評価を受け、次に認証評価を受ける期限が平成 28(2016)年度であることから、平成 25(2013)年度を中間年と位置付け、日本高等教育評価機構の評価基準に沿った自己点検・評価書の作成を行っている。

教員組織と事務部署は、「自己点検運営委員会」が決定したテーマで隔年ごとに「理念と目標」発表会において大学の基本理念と教育目標についての取組みを発表している。また、「筑女プラン」の進捗状況を毎年度検証しており、自己点検・評価を定期的に行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施に当たっては、各事務部署から集めた議事録や、認証評価を受ける際のエビデンス集に準じて、各事務部署の持つ情報を企画室が取りまとめた「筑女データ集」を活用して、客観的な自己点検・評価を行っている。

現状、IR(Institutional Research)を行う独立した専門部署等は設置していないものの、平成 27(2015)年に IR 推進委員会を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備している。

平成 21(2009)年度に認証評価を受けた際の「自己評価報告書」及び日本高等教育評価機構による「評価報告書」を、ホームページの「情報公表」のページに掲載することで、学内共有し、社会へも公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学全体としての「理念と目標」を策定し、これらを達成するための取組み及びその結果を毎年「理念と目標」発表会において全教職員に発表し、検証している。

「筑女プラン」の達成状況を評価・検討し、未達項目については未達の要因分析及び対策検討を行い、大学運営の改善・向上へ生かしている。平成 21(2009)年度に作成した「自己評価報告書」、及び「評価報告書」を検証し、平成 25(2013)年度に実施した自己点検・評価に生かしている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・社会連携

A-1 大学の使命に基づく社会貢献

A-1-① 教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する

A-1-② 地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す

A-1-③ 学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する

【概評】

大学の使命に、大学の基本理念を実現するため「特色ある教育・研究に取り組み、地域社会に貢献すること」が示されており、「筑女プラン」にも掲げられている。平成9(1997)年から、生涯学習センターを中心に公開講座を実施し、地域社会への貢献実績を基盤に、更に多様な公開講座を多数開講し、教育研究の成果を広く地域に発信している。また、教育の特色の一つである「仏教教育」に関する履修プログラムを開講し、社会人の科目等履修生を受入れ地域に開かれた大学としても貢献している。

大学の所在地である福岡県太宰府市と連携協定を締結し、「太宰府キャンパスネットワーク会議」に加盟し、太宰府市内の大学及び短期大学との連携や公開講座の実施、図書館やグラウンドの施設の一般開放、災害時避難所として協定を結ぶなど、積極的に地域に貢献している。また、太宰府市教育委員会との連携協力は、教職課程を履修する学生の研修や実践の場として効果を挙げている。

地域でのボランティア活動、災害ボランティア活動を推進するため、学生課や実習支援センターが中心となり、学生への指導体制が生まれ、参加を支援し地域に貢献できる体制になっている。活動の終了後、活動内容や成果を示すリーフレットを作成し地域に発信している。

産学連携の取組みとして、企業と包括連携協定を締結し、学生のアクティブ・ラーニングや課題解決型の学習を活性化するため、「筑女“めざめ”プロジェクト」を開発し学生が参加するなど、地域貢献とともに学生の教育効果を促す機会となっている。

高大連携の取組みとして、太宰府市内の高等学校と協定を締結し、地域の高校生が身近に親しみをもって大学を利用できる開かれた大学となるよう常に努力し実践している。